②発生源対策



発生源対策

紀伊山系直轄砂防事業 H29年度事業実施箇所



■紀伊山系直轄砂防事業について

平成23年紀伊半島大水害で発生した河道閉塞(天然ダム)等の大規模土砂災害に対し、平成24年度より特定緊急砂防事業を実施し、基幹となる砂防堰堤の整備等により被災箇所の安全度の確保を図ってきたところです。

一方、紀伊半島大水害以降、流域全体では山腹等の荒廃が進み、崩壊斜面等から大量の土砂が流出し、河川に流入した土砂により河床が上昇することにより、洪水 氾濫の恐れが高まるなど、未だに危険な状態が続いています。加えて、大規模土砂災害対策箇所では崩壊斜面部等で引き続き対策が必要な状態です。 このため、平成29 年度より国による「紀伊山系直轄砂防事業」として新たに着手することとなりました。

全体の事業計画としては、今後、流域の荒廃状況等を把握した上で、優先順位の検討を含めた計画的な事業展開を行います。当面、特定緊急砂防事業箇所では、流 路工等の残工事、渓流からの土砂流出が著しく認められる神野川流域(奈良県)及び高田川流域(和歌山県)での調査・検討を予定しています。



神納川流域における当面の直轄砂防事業



十津川村上野地

五條土木事務所工務第二課



- ① 平成29年度中に工事用道路に着手する予定。
- ② 流域内で土砂流出が著しく、優先度の高い区間で砂防事業実施に向けた調査・検討を行う。

